



県 章

滋賀県公報

平成 27 年 (2015 年)
10 月 16 日
第 4065 号
金 曜 日

毎週月・水・金曜 3 回発行

目 次

○ 告 示	
土地収用法に基づく事業の認定 (監理課)	1
道路区域の変更 (道路課)	2
道路の供用開始 (道路課)	3
○ 公 告	
水源森林地域の指定の案の縦覧公告 (森林政策課)	3
平成27年度ふぐ調理師試験実施公告 (生活衛生課)	4
県営土地改良事業計画の変更後の概要公告 (耕地課)	5
公共測量実施公告 (監理課)	5
一般競争入札の公告 (情報政策課)	6
○ 環 境 事 務 所 告 示	
土壌汚染対策法による形質変更時要届出区域の指定 (甲賀)	8
○ 健 康 福 祉 事 務 所 告 示	
介護保険法による指定居宅サービス事業者および指定介護予防サービス事業者の廃止の届出 (東近江) ...	8
介護保険法による指定居宅介護支援事業者の廃止の届出 (東近江)	8

告 示

滋賀県告示第421号

土地収用法 (昭和26年法律第219号。以下「法」という。) 第20条の規定に基づき、次のとおり事業の認定をした。
平成27年10月16日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

- 1 起業者の名称 甲賀市
- 2 事業の種類 (仮称) 甲賀市西部学校給食センター建設事業
- 3 起業地
 - (1) 収用の部分 甲賀市水口町水口字樋下地内
 - (2) 使用の部分 なし
- 4 事業の認定をした理由 申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。
 - (1) 法第20条第1号 (収用適格事業) の要件への適合性について 申請に係る事業は、甲賀市が新設する学校給食センターであり、法第3条第31号の「地方公共団体が設置する直接事業の用に供する施設」に該当する。
したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。
 - (2) 法第20条第2号 (起業者の意思と能力) の要件への適合性について 本件事業の起業者である甲賀市は、本件事業の施行に必要な用地費および補償費について平成27年6月の定例会、平成27年9月の定例会で予算に係る議決を得て、必要な財源措置を講じている。
以上のことから、起業者は、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められることから、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。
 - (3) 法第20条第3号 (事業計画の公益性) の要件への適合性について
ア 得られる公共の利益 甲賀市水口学校給食センターは昭和57年4月に開設、甲賀市信楽学校給食センターは昭和46年9月に開設され、学校給食を提供しているが、建物・施設共に老朽化が著しく、経年劣化が著しい厨房機器を中心に維持管理において日々苦慮しており、今後も安心・安全な給食を提供し続けていくためには、

早急に施設を改修する必要がある。

本事業の完成によって、ドライシステム方式により衛生管理に配慮した災害対応機能を併せ持つ統合給食センターとなり、食中毒防止をはじめとする衛生安全管理の徹底、施設の効率化、ランニングコストを含むトータルコストの低減等、安心で安全な給食の確保が図られる。

よって、本事業の施行により得られる利益は、相当程度存すると認められる。

イ 失われる利益 本事業は、環境影響評価法（平成 9 年法律第 81 号）または滋賀県環境影響評価条例（平成 10 年滋賀県条例第 40 号）による環境影響評価の対象事業ではない。また、文献調査および現地視認を行った結果、本事業地内の土地には、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成 4 年法律第 75 号）により起業者が保護のために特別の措置を講ずべき動植物は見受けられない。

また、本事業地内の土地には、文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）に定める周知の埋蔵文化財包蔵地は存在しない。

以上により、本事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

ウ 事業計画の合理性 本事業の計画に当たっては、候補地を 4 か所に絞り、土地利用状況、法規制状況、都市基盤の整備状況、給食の配送時間、周辺環境への影響、経済面等から比較した結果、最も適切であると認められる起業地が選定されたものであり、申請案が最も合理的であると認められる。

以上のことから、本事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本事業は土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第 20 条第 3 号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第 20 条第 4 号（土地を収用することの必要性）の要件への適合性について

ア 事業を早期に施行する必要性 甲賀市水口学校給食センターと甲賀市信楽学校給食センターは、(3)アで述べたとおり、施設の老朽化が進んでおり、学校給食法（昭和 29 年法律第 160 号）に基づく学校給食衛生管理基準を満足しておらず改善が必要な状況であり、できるだけ早い時期に本事業を施行する必要性は高いと認められる。

したがって、本事業を早期に実施する必要性は高いと認められる。

イ 起業地の範囲および収用または使用の別の合理性 本事業に係る起業地の範囲は、本事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。さらに、収用の範囲は、一時的な利用に供されるものは存在せず、使用の手段には馴染まないため、収用の手段を講じることも合理的であると認められる。

したがって、本事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第 20 条第 4 号の要件を充足すると考えられる。

(5) 結論 以上のとおり、本事業は、法第 20 条各号の要件を全て充足すると判断される。

5 法第 26 条の 2 第 2 項の規定による図面の縦覧場所 甲賀市役所甲南庁舎 2 階甲賀市教育委員会事務局教育総務課、甲賀市役所水口庁舎 1 階情報コーナー

滋賀県告示第 422 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、次の道路の区域を変更する。

この関係図面は、平成 27 年 10 月 16 日から平成 27 年 10 月 30 日まで滋賀県土木交通部道路課において一般の縦覧に供する。

平成 27 年 10 月 16 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

道路の種類	路線名	道路の区域				
		区間	変更の前後の別	敷地の幅員	延長	備考
国道	367号	高島市朽木栃生字腰越156番地先から	変更後	最小 17.8m 最大 24.6m	63.5m	う回路撤去に伴う道路区域の変更 なお、現道の供用は従前の

		高島市朽木栃生字腰越92番1地先まで	変更前	最小 17.8m ） 最大 29.8m	66.2m	とおり
県道	丁野虎姫長浜線	長浜市中野町字西庄司405番地先から	変更後	最小 15.8m ） 最大 20.3m	594.5m	県道網再編成に伴う道路区域の変更（重用） 一般県道三川月ヶ瀬線 L=288.9m 一般県道安養寺虎姫線 L=260.8m
		長浜市中野町字東庄司372番1地先から		最小 3.2m ） 最大 11.1m		
		長浜市中野町字西庄司405番地先から	変更前	最小 15.8m ） 最大 20.3m	594.5m	
		長浜市大寺町字牛寅541番地先まで				
	三川月ヶ瀬線	長浜市大寺町字牛寅543番1地先から	変更後	最小 3.4m ） 最大 8.0m	480.5m	県道網再編成に伴う道路区域の変更（重用） 一般県道丁野虎姫長浜線 L=288.9m 一般県道安養寺虎姫線 L=249.6m
		長浜市大寺町字正若1002番1地先まで	変更前	最小 3.3m ） 最大 21.3m	486.0m	

滋賀県告示第423号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

この関係図面は、平成27年10月16日から平成27年10月30日まで滋賀県土木交通部道路課において一般の縦覧に供する。

平成27年10月16日

滋賀県知事 三日月 大造

路線名	供用開始の区間	供用開始の年月日	備考
丁野虎姫長浜線	長浜市中野町字東庄司372番1地先から 長浜市大寺町字夷立728番1地先まで	平成27.10.16	L=370.3m

公 告

水源森林地域の指定の案の縦覧公告

滋賀県水源森林地域保全条例（平成27年滋賀県条例第6号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき水源森林地域を指定したいので、同条第3項の規定により次のとおり公告し、当該指定の案を縦覧に供する。

平成27年10月16日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 水源森林地域の指定の区域 次の図に示すとおり
- 2 水源森林地域の指定の案の縦覧の場所および期間
 - (1) 縦覧場所
滋賀県琵琶湖環境部森林政策課 大津市京町四丁目1番1号
滋賀県西部・南部森林整備事務所 大津市松本一丁目2-1
滋賀県甲賀森林整備事務所 甲賀市水口町水口6200
滋賀県中部森林整備事務所 東近江市八日市緑町7-23
滋賀県湖北森林整備事務所 長浜市平方町1152-2
滋賀県西部・南部森林整備事務所高島支所 高島市今津町今津1758
 - (2) 縦覧期間 平成27年10月16日(金)から平成27年10月29日(木)まで(各縦覧場所における執務時間内に限る。)
- 3 意見書の提出 条例第6条第4項の規定に基づき、水源森林地域の指定をしようとする区域の保全の見地からの意見を有する者および当該区域内の土地の所有権等を有する者その他の利害関係人は、縦覧に供された指定の案について、滋賀県知事に意見書を提出することができる。
なお、条例第6条第5項の規定により、当該意見書に口頭で意見を述べたい旨の記載があるときは、当該意見書を提出した者に口頭で意見を述べる機会を与える。
 - (1) 提出場所 2(1)に示す場所と同じ。
 - (2) 提出期限 平成27年10月29日(木)17時15分
(「次の図」は、省略し、その図面を2(1)に示す場所に備え置いて縦覧に供する。)

平成27年度ふぐ調理師試験実施公告

滋賀県ふぐの取扱いの規制に関する条例(平成4年滋賀県条例第42号)第5条の規定に基づき、ふぐ調理師試験を次のとおり実施する。

平成27年10月16日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 試験日および科目
 - (1) 第1日目
ア 試験日時 平成28年2月4日(木)午後2時30分から午後4時まで
イ 科目
⑦ 学科試験 衛生法規、食品衛生学およびふぐに関する知識
⑧ 実技試験 ふぐの種類および内臓の識別
 - (2) 第2日目
ア 試験日 平成28年2月5日(金) 試験時間は、受験票に記載する。
イ 科目 実技試験 ふぐの処理技術
- 2 試験場所 滋賀県立男女共同参画センター(近江八幡市鷹飼町80-4)
- 3 受験資格 調理師法(昭和33年法律第147号)第3条の調理師の免許を受けている者
- 4 提出書類
 - (1) 受験願書 1部
 - (2) 調理師法第3条の調理師の免許を受けていることを証する書類 1部
 - (3) 写真 1葉(出願前6月以内に撮影した脱帽、上半身前向きで、縦5センチメートル、横5センチメートルの大きさの写真で、裏面に氏名および撮影年月日を記載したもの)
- 5 試験手数料 7,000円(滋賀県収入証紙による。)
- 6 受験願書の受付期間等および受付場所
 - (1) 受付期間等 平成28年1月5日(火)から平成28年1月12日(火)まで(土曜日、日曜日および祝日を除く。)の午前8時30分から正午までおよび午後1時から午後5時15分までとする。ただし、大津市保健所は、午前8時40分から正午までおよび午後1時から午後5時25分までとする。
なお、郵送による受験願書の受付は、行わない。
 - (2) 受付場所
ア 県内に居住し、または就業している者は、その区域を所管する次の機関に提出すること。
滋賀県南部健康福祉事務所(草津保健所) 草津市草津三丁目14-75
滋賀県甲賀健康福祉事務所(甲賀保健所) 甲賀市水口町水口6200

滋賀県東近江健康福祉事務所（東近江保健所） 東近江市八日市緑町 8-22

滋賀県湖東健康福祉事務所（彦根保健所） 彦根市和田町41

滋賀県湖北健康福祉事務所（長浜保健所） 長浜市平方町1152-2

滋賀県高島健康福祉事務所（高島保健所） 高島市今津町今津448-45

大津市保健所 大津市浜大津四丁目 1-1 明日都浜大津 1 階

イ ア以外の者は、滋賀県健康医療福祉部生活衛生課（大津市京町四丁目 1 番 1 号）に提出すること。

- 7 合格発表 平成28年 3 月 2 日（水）午前10時に県庁正面玄関前掲示板、各合同庁舎（大津合同庁舎および木之本合同庁舎を除く。）の行政情報コーナーおよび県内の各保健所の掲示板ならびに県ホームページに合格者の受験番号を掲示するとともに、合格者に通知する。

なお、電話による問い合わせには、一切応じない。

- 8 試験結果の開示 滋賀県個人情報保護条例（平成 7 年滋賀県条例第 8 号）第25条第 1 項の規定に基づく口頭による試験結果の開示請求は、次に定めるところにより行うことができる。

(1) 期間 平成28年 3 月 2 日（水）から平成28年 3 月30日（水）まで（土曜日、日曜日および祝日を除く。）

(2) 時間 午前 8 時30分から正午までおよび午後 1 時から午後 5 時15分まで（平成28年 3 月 2 日は、午前10時から正午までおよび午後 1 時から午後 5 時15分まで）

(3) 場所 滋賀県健康医療福祉部生活衛生課（大津市京町四丁目 1 番 1 号 滋賀県庁新館 2 階）

(4) 持参するもの 平成27年度ふぐ調理師試験受験票

(5) 開示する内容 科目別得点および総合得点

(6) その他

ア 開示請求できる試験結果は、本人のものに限る。

イ 電話による問い合わせには、一切応じない。

- 9 受験願書等の交付および問い合わせ先 県内の各保健所および滋賀県健康医療福祉部生活衛生課

県営土地改良事業計画の変更後の概要公告

県営きぬがさ地区土地改良事業につき、土地改良事業計画を変更したいので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の 3 第 1 項の規定により、次のとおり公告する。

平成27年10月16日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

- 1 公告書類 県営きぬがさ地区土地改良事業変更計画概要書
- 2 公告期間 平成27年10月16日から平成27年10月23日まで
- 3 掲示場所 東近江市産業振興部農村整備課

公共測量実施公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第 1 項の規定により、大津市長 越 直美から公共測量の実施について次のとおり通知があった。

平成27年10月16日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

- 1 作業の種類 公共測量（航空写真撮影）
- 2 作業の地域 大津市全域
- 3 作業の期間 平成27年 9 月16日から平成28年 3 月25日まで

公共測量実施公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第 1 項の規定により、大津市長 越 直美から公共測量の実施について次のとおり通知があった。

平成27年10月16日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

- 1 作業の種類 公共測量（道路台帳作成委託に伴う 3, 4 級基準点測量の設置）
- 2 作業の地域 大津市全域
- 3 作業の期間 平成27年10月 1 日から平成28年 1 月15日まで

一般競争入札の公告

平成27年度から29年度までにおける職員ITサポートセンター業務の委託契約について、次のとおり特定調達契約に係る一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の6の規定により公告する。

平成27年10月16日

滋賀県知事 三日月 大造

1 入札に付する事項

- (1) 委託業務名および数量 平成27年～29年度職員ITサポートセンター業務委託 一式
- (2) 委託業務の内容等 入札説明書による。
- (3) 委託期間 平成28年1月1日(金)から平成29年12月31日(日)まで。ただし、一部の業務は、平成28年1月1日(金)から平成28年3月31日(木)までとする。
- (4) 履行場所 滋賀県庁内(詳細は、仕様書のとおり)

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 施行令第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 滋賀県物品関係入札参加停止基準その他の滋賀県の機関が定める入札参加停止等の基準による入札参加停止の措置期間中でないこと。
- (3) 入札参加者に必要な資格等(平成27年滋賀県告示第44号)に規定する資格を有すると認められて、競争入札参加資格者名簿に次のとおり登録されている者であること。

営業種目 次のいずれかの種目が希望営業種目に登録されていること。

ア 大分類: 役務、中分類: 情報処理、小分類: システム開発・ソフトウェア開発

イ 大分類: 役務、中分類: 情報処理、小分類: 教育・研修

なお、新たに入札に参加する資格を得ようとする者は、滋賀県物品・役務電子調達システムまたは滋賀県会計管理局管理課(大津市京町四丁目1番1号)において資格審査の申請を行うこと。ただし、この場合には、審査および登録までに時間を要するため、当該入札の受付に間に合わないことがある。

- (4) 滋賀県財務規則(昭和51年滋賀県規則第56号)第195条の2各号のいずれにも該当しない者であること。
- (5) その他必要な資格 IT関連のヘルプデスク業務(対象となるユーザ数が3,000人以上の業務に限る。)を履行した(受注者として実施したことのほか、再委託先として上記規模の業務を実施したことを含む。)実績を有する者であるとともに、必要な書類等を県へ提出し、審査の結果、入札参加を認められた者であること。

3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査の申請書類等 この入札に参加を希望する者は、次の(1)から(3)までに示すとおり必要とする書類を提出し、この入札に参加する資格を有するかどうかの審査を受けること。必要とする書類を期限までに提出しなかった者または入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。

- (1) 必要とする書類 入札参加資格確認申請書(入札説明書に示す入札参加資格確認申請書 別紙様式1)およびIT関連のヘルプデスク業務の履行実績を証する資料(契約書の写し等)
- (2) 提出期限 平成27年11月12日(木)17時
- (3) 提出場所 滋賀県総合政策部情報政策課(大津市京町四丁目1番1号 滋賀県庁新館6階)

4 入札執行の日時、場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所および問い合わせ先 滋賀県総合政策部情報政策課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号(滋賀県庁新館6階) 電話 077-528-3384 電子メール network@pref.shiga.lg.jp
- (2) 契約条項を示す期間 平成27年10月16日(金)9時から平成27年11月27日(金)正午まで
- (3) 入札説明書の交付方法 入札説明書は、(1)に示す場所において交付するほか、電子メールにより交付する。
- (4) 入札説明会の日時および場所 1回目は平成27年10月27日(火)10時から、2回目は同日14時から滋賀県総合政策部情報政策課システム設計室IA(大津市京町四丁目1番1号 滋賀県庁新館7階)において開催する。
- (5) 入札書の受領期限 平成27年11月27日(金)正午 郵送による場合は、書留郵便によりこの受領期限までに必着させること。また、この場合の送料は、自己負担とする。
- (6) 開札の日時および場所 平成27年11月27日(金) 滋賀県総合政策部情報政策課(大津市京町四丁目1番1号 滋賀県庁新館6階)

5 入札方法等

- (1) 入札執行については、滋賀県財務規則および滋賀県特定調達契約の手続等に関する規則(平成7年滋賀県規則

第92号)の規定によるものとする。

- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。落札者は、総額により決定する。
- 6 保証金 入札保証金および契約保証金は、免除する。
- 7 契約書作成の要否 要
- 8 入札の無効に関する事項 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。
 - (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
 - (2) 委任状を提出しない（滋賀県物品・役務電子調達システムによる場合にあっては、委任者からの承認および当該システムへの委任情報登録がされていない）代理人のした入札
 - (3) 入札参加者またはその代理人が同一事項の入札に対し、2以上の意思表示をした入札
 - (4) 談合その他不正の行為があったと認められる入札
 - (5) 入札保証金を免除した場合を除き、その全部または一部が納付されていないとき
 - (6) 入札書記載の金額および氏名ならびに押印（滋賀県物品・役務電子調達システムによる場合にあっては、当該システムに登録された電子証明書による電子署名）その他入札要件の記載が確認できない入札
 - (7) 入札書記載の金額を加除訂正した入札
 - (8) 虚偽の申請等を行った者のした入札
 - (9) 滋賀県物品関係入札参加停止基準に係る入札参加停止の措置期間中の者のした入札
 - (10) その他入札に関する条件に違反した入札
- 9 落札者の決定方法
 - (1) 滋賀県が認めた入札参加者であって、滋賀県財務規則の規定により作成された予定価格の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。
 - (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじにて落札者を決定する。なお、落札となるべき同価の入札をした者は、くじを辞退することができない。
 - (3) 落札者は、原則として落札決定の日以後7日以内に契約書を契約担当者に提出しなければならない。
- 10 支払条件
 - (1) 前金払 行わない。
 - (2) 部分払 行わない。
- 11 契約手続において使用する言語および通貨 日本語および日本国通貨
- 12 その他
 - (1) 代理人の入札 代理人が入札する場合は、入札前に委任状を入札執行者に提出しなければならない。なお、この場合の入札書には、委任状の受任者欄に記載されたとおりの住所および氏名を記入し、同じ印を押印すること。ただし、滋賀県物品・役務電子調達システムにより入札する場合は、委任者から承認を受け、当該システムに委任情報を登録された代理人に限る。
 - (2) この入札は、滋賀県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成18年滋賀県条例第55号）に基づく長期継続契約に係る入札です。契約期間は2年間としますが、議会の承認による債務負担行為を設定していませんので、契約期間中の年度において歳出予算が削減される場合があります。その場合は契約を変更または解除することになります。なお、この変更または解除に伴い損害が生じたときは、その損害の賠償を県に請求することができます。
 - (3) 詳細は、入札説明書による。
- 13 Summary
 - (1) Nature and quantity of services to be required : Personnel IT support center outsourcing, 1 set
 - (2) Deadline for tender : 12 : 00, November 27, 2015
 - (3) For further information, contact : Information Policy Division, Department of Policy Planning and Coordination, Shiga Prefectural Government, 4 - 1 - 1 Kyomachi, Otsu-shi, Shiga 520 - 8577 Japan TEL 077 - 528 - 3384 E-Mail network@pref.shiga.lg.jp

環 境 事 務 所 告 示

滋賀県甲賀環境事務所告示第4号

土壤汚染対策法(平成14年法律第53号)第11条第1項の規定により、形質変更時要届出区域を次のとおり指定する。
平成27年10月16日

滋賀県甲賀環境事務所長 谷 口 秀 治

- 1 指定する区域の所在地 甲賀市水口町さつきが丘37番の一部
- 2 指定する区域の表示 次の図のとおり
- 3 土壤溶出量基準(土壤汚染対策法施行規則(平成14年環境省令第29号)第31条第1項の基準をいう。)に適合していない特定有害物質の種類 ふっ素およびその化合物
(「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県甲賀環境事務所に備え置いて閲覧に供する。)

健 康 福 祉 事 務 所 告 示

滋賀県東近江健康福祉事務所告示第21号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の指定居宅サービス事業者および同法第53条第1項の指定介護予防サービス事業者として指定した者のうち、次の者から廃止の届出があった。

平成27年10月16日

滋賀県東近江健康福祉事務所長 小 林 靖 英

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称および代表者の氏名または開設者の氏名	主たる事務所の所在地	サービスの種類	介護保険事業所番号	廃止年月日
デイサービス木もれびの家	近江八幡市西生来町2415番地2	特定非営利活動法人木もれび 理事長 森村敬子	近江八幡市西生来町2402番地17	通所介護 介護予防通所介護	2570400438	平成27.10.1
いっぷく老蘇庵	近江八幡市安土町西老蘇964番地	特定非営利活動法人いっぷく 理事長 岡山かよ子	蒲生郡竜王町林1346番地	通所介護 介護予防通所介護	2570400487	平成27.10.1
アクティブプラザ虹	近江八幡市長田町2200番地	特定非営利活動法人木もれび 理事長 森村敬子	近江八幡市西生来町2402番地17	通所介護 介護予防通所介護	2570400644	平成27.10.1
いっぷくてんまや	東近江市建部日吉町312番地	特定非営利活動法人いっぷく 理事長 岡山かよ子	蒲生郡竜王町林1346番地	通所介護 介護予防通所介護	2570501060	平成27.10.1

滋賀県東近江健康福祉事務所告示第22号

介護保険法(平成9年法律第123号)第46条第1項の指定居宅介護支援事業者として指定した者のうち、次の者から廃止の届出があった。

平成27年10月16日

滋賀県東近江健康福祉事務所長 小 林 靖 英

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称および代表者の氏名または開設者の氏名	主たる事務所の所在地	介護保険事業所番号	廃止年月日
--------	---------	--------------------------	------------	-----------	-------

ケアサポート 木もれび	近江八幡市西生 来町2402番地17	特定非営利活動法人木 もれび 理事長 森村敬子	近江八幡市西生 来町2402番地17	2570400347	平成27. 10. 1
居宅介護支援 事業所いっぶ く	近江八幡市安土 町西老蘇964番地	特定非営利活動法人い っぶく 理事長 岡山かよ子	蒲生郡竜王町林 1346番地	2570400487	平成27. 10. 1
ライフサポー トはちまん	近江八幡市長田 町1268番地 1	特定非営利活動法人ユ ナイテッド・ケア 代表理事 森村敬子	近江八幡市長田 町2200番地	2570400669	平成27. 10. 1
居宅介護支援 事業所いっぶ く家	蒲生郡竜王町林 1346番地	特定非営利活動法人い っぶく 理事長 岡山かよ子	蒲生郡竜王町林 1346番地	2571500244	平成27. 10. 1

